

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 23 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

1 監査の実施期間

令和 6 年 10 月 28 日(月)から令和 6 年 12 月 23 日(月)まで

2 監査の対象部課等

経済部（公営競技事業所、農林振興課）

3 監査の対象及び範囲

経済部（公営競技事業所、農林振興課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 6 年 8 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮され、かつ合規的に行われているか。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 11 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

公営競技事業所

1 各所改修工事について（局長指摘事項）

(1) 契約事務について

契約事務取扱要領【設計金額 工事 130 万円以下（税込）】によれば、業者決定については、3 者から見積書を徴取し見積合わせを行った後、見積結果表の作成及び決裁により、業者を決定すると示されている。

下記 2 件の工事の業者決定においては、3 者見積合わせを行った結果、業者を決定し、契約を締結しているが、工事の着手にあたり、受注者から提出された建設業退職金共済掛金確認書の収納日が、見積合わせ日より前の日付であった。

契約締結までの事務処理が、適正に行われたか疑義が生じる。

今後は契約事務取扱要領を遵守し、業者の選考過程に疑念を抱かれることがないように、適正な事務処理を行うこと。

①競走場選手宿舎選手部屋クロス等改修工事

見積徴取日：令和 5 年 6 月 2 日

見積結果表作成及び決裁日：令和 5 年 6 月 2 日

契約日：令和 5 年 6 月 2 日

建設業退職金共済掛金収納日：令和 5 年 6 月 1 日

②競走場選手宿舎選手部屋壁及び天井等改修工事

見積徴取日：令和 5 年 8 月 10 日

見積結果表作成及び決裁日：令和 5 年 8 月 10 日

契約日：令和 5 年 8 月 10 日

建設業退職金共済掛金収納日：令和 5 年 8 月 9 日

(2) 工事の発注について

契約事務取扱要領【設計金額 工事 130 万円超（税込）】及び【設計金額 工事 130 万円以下（税込）】によれば、130 万円超の工事を行う場合は契約課の入札案件、130 万円以下の工事を行う場合は担当課で業者決定を行うこととされている。

130 万円以下の下記 2 件の工事を担当課において発注していたが、これらの工事はそれぞれ異なる名称が付されているものの、2 件とも同じ業者が落札しており、工期の始期は異なっているが終期は同日であった。

また、施工状況確認のために提出された工事写真においては、工事内容を示すホワイトボードの工事名が、どちらの工事も「競走場選手宿舎選手部屋クロス等改修工事」、内容も「クロス張替」「襖張替」と表示されており、同一工事として一括での発注が可能であったと思料されるため、適切な価格で執行されたか疑義が生じる。

今後、工事の発注については、経済性、効率性を考慮し実施すること。

①競走場選手宿舎選手部屋クロス等改修工事

請負代金額：1,200,980円

工期：令和5年6月3日から令和5年9月30日まで

しゅん工日：令和5年8月25日

②競走場選手宿舎選手部屋壁及び天井等改修工事

請負代金額：1,228,480円

工期：令和5年8月11日から令和5年9月30日まで

しゅん工日：令和5年8月30日

2 普通財産の貸付料について（局長指摘事項）

普通財産の貸付料の算出については、飯塚市公有財産管理規則（平成18年3月26日飯塚市規則第63号）等により示されている。

同規則第27条第1項においては、「（略）台帳価格に貸付面積を乗じた額に次の各号に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額（計算された貸付料の額が100円に満たないときは100円）とする。（中略）。（1）土地の場合 1,000分の60（略）」旨の規定がされている。

また、同条第2項においては、「消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定により非課税とされるものを除くものについては、前項の規定により算出した額に消費税を加えた額を貸付料とする。その金額に円未満の端数が生じたときは、その金額を切り捨てるものとする。」、及び第3項では、「貸付期間に1年未満の端数があるものは日割りとする。」とされている。

しかしながら、円未満の端数処理を錯誤したのを見受けられた。

今後は、同規則等に則り、適正な事務処理を行うこと。

①円未満を切り捨てることを100円未満としたもの。

端数処理前貸付料 1,684.8円

端数処理後貸付料 （正）1,684円 （誤）1,700円

②台帳価格に貸付面積を乗じた額に1,000分の60を乗じ、日割り計算を行った

後に端数処理を行うところを、日割り計算を行った後に端数処理を行い、貸付面積を乗じたもの。

(正) $(7,020 \text{ 円}/\text{m}^2 \times 930 \text{ m}^2 \times 1/2 \times 60/1,000 \div 365 \text{ 日} \times 4 \text{ 日}) \times \text{消費税} = 2,360 \text{ 円}$

(誤) $(7,020 \text{ 円}/\text{m}^2 \times 1/2 \times 60/1,000 \div 365 \text{ 日} \times 4 \text{ 日}) \times 930 \text{ m}^2 \times \text{消費税} = 2,046 \text{ 円}$

3 西日本選手共済会助成金について（局長指摘事項）

(1) 助成金交付事務について

公営競技事業所においては、一般社団法人全日本オートレース選手会西日本支部（以下「西日本選手会」という。）に所属する選手を会員として組織される西日本選手共済会（以下「共済会」という。）に対し、毎年度助成金を交付している。

前回の定期監査において、助成金の効果が測定できないため、助成金の使途について毎年度確認を徹底するとともに、その金額の妥当性について検討するよう指摘を行い、措置の状況で「年度末に決算書及び事業計画書に記載された事業の実施報告書等の提出を求め、使途の確認を徹底する」との回答を受けていた。

今回の定期監査において、措置の状況について確認を行ったところ、助成金交付要綱は制定し、交付申請時に事業計画書は提出されていたが、年度末に決算書等による使途の確認は行われていなかった。

定期監査期間中の調査により、使途の内容が退職記念品料と判明したが、退職記念品料については、助成金交付申請時に提出された事業計画書に含まれてはいるものの、退職記念品料に対して助成金を交付することは適当でないと思料する。

今後は、助成金の交付内容の検討及び使途の確認を徹底し、適切な交付事務を行うこと。

(2) 西日本選手共済会助成金交付要綱について

西日本選手共済会助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第1条において、「飯塚市補助金等交付規則（平成18年飯塚市規則第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの」としていることから、要綱に定めのない規定については、同規則が適用される。

しかしながら、下記事項において、同規則に規定されている事務処理が行われていなかった。

今後は、同規則の規定に則り、適正な事務処理を行うこと。

①補助金等の交付時期について

令和5年度及び令和6年度の西日本選手共済会助成金は、いずれも事業完了前の6月に交付されている。

同規則第17条によれば、「補助金等の交付は、補助事業等の完了後に交付するものとするが、市長が特に必要と認めたものについては、事業完了前であっても、その補助金等の全部又は一部を交付することができる」旨の規定がされており、同条第2項の事業完了前の規定を適用し概算払したものと推測されるが、交付申請書には概算払を求める旨及びその理由が明記されておらず、かつ、精算もなされていなかった。

②実績報告について

同規則第13条の規定によれば、「(略)補助事業等が完了したときは、その成果を記載した実績報告書に補助金等に係る経費の収支を明らかにした書類を添付し、市長に報告しなければならない。」とされているが、実績報告書が提出されていなかった。

4 しゅん工検査について（局長指摘事項）

飯塚市小型自動車競走場大型モニター解体工事のしゅん工検査において、建設業退職金共済掛金確認書が未提出のため、共済掛金の納付確認ができていないにもかかわらず、工事の完了を認めていた。

後日、建設業退職金共済掛金確認書が提出され、請負代金の支払い前には共済掛金の納付は確認できたが、本来であれば、共済掛金確認書の提出を含め完了を認めるべきであったと思料する。

今後、しゅん工検査の際には、提出書類の確認を徹底すること。

5 備品管理について（局長指摘事項）

備品について抽出し確認を行ったところ、備品シールの貼付がなされていないもの、台帳に記載されている備品と照合できないものが確認された。

備品管理については、備品数が多いこと及びメインスタンドの解体工事により、不要な備品が相当数生じていることから、備品の要否を精査し、メインスタンド竣工予定である令和7年7月頃に、必要備品のみ再登録を完了させる見込みであ

る旨の回答があった。

予定としている時期から適切な備品管理が行えるよう、必要な備品の精査作業を着実に行うこと。

6 決裁について（局長指摘事項）

業務委託契約事務取扱要領【その他の随契（各課契約分）契約金額50万円超】によれば、執行伺書を起票し、事務決裁規程に従った決裁を受けることとされている。

また、契約課より通知された「契約事務（担当課で行う業務委託）について（令和6年7月16日付通知）」によれば、「事務決裁規程にない契約行為」を担当課で行う場合は、執行伺起票前に契約行為を行ってよいかどうかの特別決裁を受けることとされている。

しかしながら、下記の委託業務については、事務決裁規程にない契約行為のため特別決裁は受けているものの、執行伺書の決裁を受けていなかった。

特別決裁は「事務決裁規程にない契約行為」を担当課で行う必要がある場合に受けるものであり、執行伺書は予算執行に係る決裁であることから、執行伺書の決裁は受けるべきであると思料する。

今後は、適切な事務処理を行うこと。

- ①飯塚市小型自動車競走実施事務委託
- ②選手宿泊業務委託
- ③小型自動車競走に係る電話投票等業務委託

7 文書管理について（局長指摘事項）

飯塚市文書管理規程（平成24年飯塚市訓令第4号）第21条第2項第2号によれば、「收受登録した配布文書等には、受付印を押印し、及び供覧・決裁欄を設けた上に、次の掲げる事項を記入し、及び設定すること。」、同号イによれば、「供覧・決裁欄 所管課及び係の名称に関する事項、文書分類及び保存期間に関する事項、情報公開区分に関する事項、回覧の種別（供覧又は決裁の別）及び決裁欄の設定（合議欄を含む。）」と規定されているが、情報公開区分の記入がされていない文書が見受けられた。

また、飯塚市情報公開条例（平成18年飯塚市条例第10号）第8条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第1号は個人に関する情報、同条第2号は法人に関する情報が規定されており、飯塚市情報

公開条例解釈運用基準にはその詳細が示され、生年月日及び個人の経歴及び法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。

しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由「第8条第1号」及び「第8条第2号」が記載されていないものが見受けられた。

今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。

農林振興課

1 補助金等の交付手続きについて（局長指摘事項）

(1) 事業完了前の支出（概算払）について

飯塚市補助金等交付規則（平成18年飯塚市規則第54号）第17条第2項によれば、「（略）市長が特に必要があると認めたものについては、事業等の完了前であっても、その補助金等の全部又は一部を交付することができる。」と規定され、18節のうち「補助及び交付金等」の執行方法について（令和6年4月2日付け6飯行財政第6号財政課長通知。以下「財政課長通知」という。）別紙1 補助金執行マニュアル（R6.4月版）では、「全部又は一部を概算払いする場合は、交付申請書に事前交付を希望する旨と理由の記入が必要である」旨の記載がされている。

しかしながら、交付申請書に事前交付を希望する旨と理由の記入がないにもかかわらず、概算払いしているものが見受けられた。

補助金等の全部又は一部を概算払いする場合は、事前交付の理由を確認したうえで交付すること。

(2) 財政課の合議について

財政課長通知別紙1 補助金執行マニュアル（R6.4月版）によれば、「補助金等申請書又は補助金等変更申請書を国県等へ提出前に財政課合議が必要」とされているが、財政課の合議がないものが見受けられた。

国県等への補助金等は、予算に影響するものであることから、今後、適正な事務処理を行うこと。

(3) 事業完了前に支出（概算払）した事業の実績及び概算払精算報告について

事業完了前に支出（概算払）した中山間地域等直接支払い事業費補助金の実績及び概算払精算報告について、次のような手続きが見受けられた。

- ①実績報告書の提出日が事業完了日前となっていたもの
- ②概算払精算書の提出日が実績報告書の提出日前となっていたもの
- ③提出する必要のない履行報告書が提出されていたもの

今後は、交付手続きの流れを把握し、補助対象者に対して適切な説明を行うとともに、提出資料の確認を徹底し、適正な事務処理を行うこと。

(4) 事業完了前に支出（概算払）した事業の補助金の額の確定及び精算について
財政課長通知別紙2「補助金交付手続きの流れ」にて、出納閉鎖までに補助金の額の確定を行い、申請者（団体）に通知するものとされているが、出納閉鎖後に補助金の額の確定を行っているものが見受けられた。

また、飯塚市会計規則（平成18年飯塚市規則第56号）第56条第1項によれば、「概算払を受けた者は、概算払に係る経費の額が確定したときは、別に定める精算書により精算し、（略）。」、同条第5項によれば、「第1項の規定による精算の報告を受けたときは、これを精査の上、会計管理者に提出しなければならない。」旨の規定がされている。

しかしながら、概算払の精算について、額の確定通知が会計管理者に提出されておらず、審査が行われていないものが見受けられた。

今後は、補助事業の年度内までに事務処理が完了できるよう、適正な事務処理を行うこと。

2 準公金について（局長指摘事項）

準公金の取扱いについては、飯塚市公金等取扱要領の各種団体等現金（公金外）事務取扱要領に示されており、「1.公金外の各種団体等の会計事務についても、公金の事務手続きに準じて取り扱うこととし、適正な事務処理を行うこと。」、「8.（略）、その都度あるいは定期的に出納簿・通帳残高・決裁文書・領収証等により、複数職員で精算・点検を行うこと。」等とされている。

しかしながら、準公金の取扱いについて確認をしたところ、次のような事務処理が見受けられ、適切に事務処理及び管理が行われているか疑義が生じる。

(1) 地産地消推進協議会について

負担金等の入金について、入金伝票を起票していなかった。

(2) 認定農業者協議会について

旅費の精算について、1名分の領収書がなく、支出金額と領収書の合計金額が相違したものが確認された。

準公金の会計事務についても、公金の事務手続きに準じて取り扱うことから、今後は安全管理の重要性を認識するとともに、管理監督者は適正な事務処理について管理を徹底すること。

3 市場施設の使用料の納期限について（局長指摘事項）

飯塚市地方卸売市場条例施行規則（平成 18 年飯塚市規則第 175 号）第 36 条第 1 項によれば、「使用者は、市場施設の使用料（卸売金額割の使用料を除く。）については当月分を当該月の 25 日までに、（略）納付しなければならない。」と規定されている。

また、飯塚市会計規則第 33 条第 2 項では、納入通知書には納期限を記載しなければならないとされている。

しかしながら、令和 6 年 4 月分の市場施設の使用料について、令和 6 年 4 月 26 日以降の納期限を記載した納入通知書を発行していた。

今後は、同規則に基づく納期限を記載すること。

4 文書管理について（局長指摘事項）

(1) 配布文書等の処理について

飯塚市文書管理規程（平成 24 年飯塚市訓令第 4 号）第 21 条第 2 項第 1 号によれば、「配布文書等は、（略）收受登録し、文書整理番号を付番すること。」、同項 2 号によれば、「收受登録した配布文書等には、受付印を押印し、及び供覧・決裁欄を設けた上に、次の掲げる事項を記入し、及び設定すること。」、同項 3 号によれば、「前 2 号に規定する事項を記入し、及び設定した配布文書等は、当該文書に関する事務処理の概要を朱書きの上、供覧し、又は決裁に付すこと。（略）」と規定されている。

しかしながら、文書整理番号を付番がしていないもの、供覧・決裁に付されていないものが見受けられた。

今後は、同訓令を遵守し、適切な事務処理を行うこと。

(2) 文書の情報公開区分について

飯塚市文書管理規程第 21 条第 2 項第 2 号によれば、「收受登録した配布文書等には、受付印を押印し、及び供覧・決裁欄を設けた上に、次の掲げる事項を記入し、及び設定すること。」、同号イによれば、「供覧・決裁欄 所管課及び係の名称に関する事項、文書分類及び保存期間に関する事項、情報公開区分に関

する事項、回覧の種別(供覧又は決裁の別)及び決裁欄の設定(合議欄を含む。)」と規定されているが、情報公開区分の記入がされていない文書が見受けられた。

また、飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)第8条においては、公開請求に係る情報として公開しないことができるものとして、同条第1号は個人に関する情報、第2号は法人に関する情報が規定されており、飯塚市情報公開条例解釈運用基準にはその詳細が示され、特定の個人が識別される住所、氏名等の情報及び法人等の代表者等の役職の印影については、原則非公開とされている。

しかしながら、当該情報が含まれている文書の情報公開区分が「可」となっており、部分公開否理由「第8条第1号」及び「第8条第2号」が記載されていないものが見受けられた。

今後は、条例等に基づき適切な事務処理を行うこと。